

令和 3 年 1 2 月 3 日

土木部河川公園課

江東区立都市公園条例等の改正概要について

1 改正理由

公園占用料等は、固定資産税評価額を算定の基礎として条例で定めている。現行の公園占用料等は、平成 3 0 年の固定資産税評価額の評価替えを受け、平成 3 1 年 4 月に施行されたものであるが、今回、令和 3 年に、3 年に 1 度の固定資産税評価額の評価替えが行われた。

この評価替えを受け、前回同様、公園占用料の見直し改正作業を 2 3 区で行った結果、公園占用料等が算出されたので、関係条例の一部を改正するものである。

2 対象条例

- (1) 江東区立都市公園条例
- (2) 江東区普通河川管理条例
- (3) 江東区公共溝渠管理条例

3 改正概要

改正単価を、現行条例額の 1. 2 倍の額と新評価額から積算した額とを比較し、低い方の額を改正案の額とする。

4 施行期日（予定）

令和 4 年 4 月 1 日

5 改正時期

令和 4 年第一回区議会定例会に提案予定